

## 第24回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年2月28日(火) 午後1時30分から午後2時10分

2. 開催場所 妙高市役所 4階 402会議室

3. 出席委員

農業委員(17名)

会長	2番	安原 義之			
会長職務代理者	6番	市川 政一			
委員	1番	尾崎 香	3番	関原 正晴	4番 飯塚 淳一
	5番	山下 利秋	7番	清水 輝男	8番 霜鳥 勝範
	9番	丸山 光浩	10番	高橋 敏明	11番 生井 一広
	12番	渡邊 春男	13番	内田 芳昭	14番 丸山 嘉之
	15番	竹内 則孝	16番	竹田 賢一	17番 宮尾 俊一

4. 提出議題

報告第6号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第7号	農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
報告第8号	農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について
報告第9号	農地法第5条第1項の規定による許可の専決処分について
議案第7号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第8号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第9号	農用地利用集積計画について
議案第10号	農作業労賃及び農業用機械利用料金参考額について

5. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

事務局長 東條 義博 次長 西澤 明夫 係長 山口 修 主査 竹田 由之

## 6. 会議の概要

- 事務局 本日の出席委員を報告します。出席委員は、17名です。  
次に、総会に先立ちまして、報告第9号 農地法第5条第1項の規定による許可の専決処分について、が追加となりましたので、机の上に、資料を配布させていただきました。大変恐縮に存じますが、各自、差し替えをお願いします。  
それでは、安原会長、お願いします。
- 会長 皆さん、大変ご苦労さまでございます。  
ようやく陽気の方も良くなり雪も落ち着いてきました。  
さて、私事になりますが、以前に皆様から協議いただき許可をいただきました雪室ですが、今年初めて3日間ほどかけて満杯にしました。  
今年は実験ということで、夏場を含む年間での経過を温度や湿度のデータを取りながら観察していきたいと思います。  
また、合わせて、道の駅の雪室の方も雪入れ作業を終了したところです。そちらについても今後について見守って行きたいと思います。  
それでは、座らせていただき、進めさせていただきます。
- 議長 妙高市農業委員会会議規則第6条及び農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第24回妙高市農業委員会総会を開会します。  
最初に議事録署名委員を指名します。  
16番の竹田 賢一委員、17番の宮尾 俊一委員、よろしくお願いします。  
本日の議題については、報告事項が4件、議案が4件です。  
公正かつ厳正な、ご審議をお願いします。  
まず、報告事項ですが、  
報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第7号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について  
報告第8号 農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について  
報告第9号 農地法第5条第1項の規定による許可の専決処分について  
  
以上、事務局より、報告事項4件の説明をお願いします。
- 事務局 報告事項について説明します。  
1ページ、報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について、です。  
1月に届出がありました合意解約は、12件です。  
解約後の状況につきましては、右端に記載のとおりですが、3番4番の所有権移転につきましては、1月総会にて3条の許可を受けたものです。  
他の人へ賃借されるものは、先月の総会で利用権設定の議決をいただいたもの、今月の総会で利用権設定に上程されるもの、または来月以降の総会に上程されるものとなっております。  
次に4ページ、報告第7号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について、です。  
1月の届け出は、相続件数は12件、新たなあっせん希望はありませんでした。  
  
次に5ページ、報告第8号 農地法第52条に基づく賃借料情報について、です。  
令和4年1月から令和4年12月までの間を契約初日とした新規賃貸借契約又は更新賃貸借契約を締結し、議決をいただいた農地についてまとめたものです。  
賃借料情報の算出区分は、10aあたりの「田の現金支払い」、「田の現物支払い」、「畑の現金支払い」について算出しています。  
まず、10aあたりの「田の現金支払い」についてです。  
一覧表は、合併前の旧市町村のそのまた前の旧町村地域別に、圃場整備地と未整備地別に算

事務局 出しております。

賃借料の算出は、急激な変動を緩和するために、前年の平均額に対して3割以上の高い額又は低い額のデータを除いたものを有効データとして算出した結果です。

平均額が空欄のものは、過去3年を超える期間のデータがなく算出できない地区です。

平均額の金額が（ ）書きのものは、昨年のデータがなく平均額を算出できない地区のため、直近の3年以内に算出した平均額の額を（ ）書きで記載しています。

次に、10aあたりの「田の現物支払い」と「畑の現金支払い」についてです。

2件ともに「田の現金支払い」に比べてデータ数も少ないことから、市内全域で集計しました。

以上、賃貸借情報の提供について説明をさせていただきましたが、あくまでも令和4年1年間に締結公告された賃貸借情報をまとめた参考資料であることや、その年ごとや地域ごとの事例のバラつきなどご承知おきいただきたいと思います。

なお、3月に賃貸料情報として参考賃借料とともに、全農家に配付する予定にしておりますことを申し添えます。

次に5-1ページ、報告第9号 農地法第5条第1項の規定による許可の専決処分について、です。

こちらは、先月の第23回農業委員会総会において審議しました議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可を要する農地の買受適格証明願について、農地法第5条第1項の規定による許可の専決処分を行うことの承認を得たうえで、同日付けで適格証明議決しています。

この事案について、新潟地方裁判所高田支部で入札が行われ、令和5年2月16日(木)午前10時に開札され、記載のものが落札し、農地法第5条第1項の規定による許可申請が提出されたもので、買受適格証明願書審議内容と変更がないことから許可について事務局長の専決処分いたしましたことを報告いたします。

以上、報告案件について説明させていただきました。

よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明に対して、皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようでありますので、報告事項4件については、ご承知いただきたいと思います。

次に、議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程します。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請については、6ページをご覧ください。今月の許可申請は、5件です。

1番について、申請地は小出雲2丁目地内、登記地目：畑が1筆で登記地積99m<sup>2</sup>であります。

位置図は、資料No.2 9ページをご覧ください。

申請地は、これまで譲渡人が耕作管理してきましたが、将来的に耕作管理できないことから、近隣に在住の譲受人と相談したところ、話がまとまったため、このたび無償での贈与により譲受人に譲り渡すものです。

2番について、申請地は大字小出雲地内、登記地目：田が2筆で登記地積合計1,287m<sup>2</sup>であります。

事務局

位置図は、資料No.2 9ページをご覧ください。

申請地は、現在、譲渡人と譲受人との間で利用権を設定して、譲受人が耕作管理している農地で、譲渡人としては市外在住で今後も耕作管理できないことから、現在耕作している譲受人と相談したところ、話がまとまったため、このたび無償での贈与により譲受人に譲り渡すものです。

3番について、申請地は国賀1丁目地内、登記地目：田が2筆で登記地積合計919㎡であります。

申請地の登記地目は田であります。畑として耕作されている農地です。

位置図は、資料No.3 10ページをご覧ください。

申請地は、これまで譲渡人が耕作管理してきましたが、高齢となり、将来的に耕作管理できないことから、隣接地を所有している譲受人と相談したところ、話がまとまったため、このたび売買により譲受人に譲り渡すものです。

4番について、申請地は大字小原新田地内、登記地目：畑が1筆、登記地積442㎡であります。

位置図は、資料No.4 11ページをご覧ください。

申請地は、市外在住で耕作管理できない譲渡人が、隣接地在住の譲受人に相談したところ、自宅の隣接地で利便性も良いことから、話がまとまったため、このたび無償での贈与により譲受人に譲り渡すものであります。

5番について、申請地は大字三本木新田及び大字新井地内、登記地目：田が9筆で登記地積15,434㎡、畑が3筆で登記地積561㎡、田畑合計12筆で登記地積合計：15,995㎡であります。

位置図は、資料No.5 12ページをご覧ください。

申請地は、相続により譲渡人が所有権を取得しましたが、耕作管理できないことから、隣接地在住の譲受人に相談したところ、自宅や所有農地の隣接地で利便性も良いことから、話がまとまったため、このたび売買により譲受人に譲り渡すものであります。

以上、5件ですが、耕作面積及び権利を取得する面積が、下限面積の別段面積である10アールを超えていること、及び農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長

続きまして、担当委員の説明については、担当委員から積雪があり、現地確認が実施できなかったため、事務局説明のみとします。

それでは、議案第7号の質疑を行います。

皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようでありますので、これより、議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について、を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、許可することに決定しました。

次に、議案第8号 農地法5条第1項の規定による許可申請について、を上程します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、7ページをご覧ください。  
今月の許可申請は2件です。  
1番について、申請地は、石塚町1丁目地内、登記地目：畑が2筆、登記地積合計430㎡です。  
位置図は、資料No.6 13ページをご覧ください。  
申請地は、都市計画法の用途地域 第1種住居専用地域に指定されていることから第3種農地です。  
譲受人は、申請地を売買により購入し、住宅1棟しカーポート1棟の建築整備を希望しています。  
2番について、申請地は、大字三本木新田地内、登記地目：畑が1筆、登記地積53㎡です。  
位置図は、資料No.5 12ページをご覧ください。  
申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われます。  
ただし、本案件は、追認案件であります。  
本件は、相続により所有権を取得した譲渡人が所有地を譲受人に売却することとなったことから申請地を調査したところ、地目が農地のままで、転用の手続きが取られていないことが判明したことから、相談があり、事務局から指導し、今回の申請に至ったものであります。  
それを受けて、これまでの整備に関し、譲渡人から始末書の提出がありました。  
(始末書)  
本件については、申請手続きさえすれば許可できる内容でありますし、農地法を十分に理解していなかったことが原因での、やむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。  
以上ですが、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明については、担当委員から積雪があり、現地確認が実施できなかったため、事務局説明のみとします。  
それでは、議案第8号の質疑を行います。  
皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。  
これより、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を採決します。  
お諮りします。  
本件は、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。  
よって、議案第8号については、許可することに決定しました。

議長 次に議案第9号 農用地利用集積計画について、を上程します。議案第3号のうち、235番から238番は農業委員会法第31条の議事参与の制限にかかる案件です。  
最初に、235番から238番を除く1番から234番までの234件を上程します。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 14ページ、議案第9号 農用地利用集積計画について、をご覧ください。  
今月は、新規設定25件、再設定213件、の合計238件です。  
はじめに1番から234番について説明します。  
1番から25番につきましては新規設定です。  
契約内容は、使用貸借または賃貸借となっております。  
そのうち、10番、11番、15番、16番、19番は使用貸借です。  
5番から7番、14番から16番、19番については新規就農者2名です。  
2月16日及び17日に会長職務代理、農業委員、推進委員、農林課、事務局にてヒアリングを実施しました。  
ヒアリング内容について報告します。  
・はじめに5番から7番の新規就農者ですが、法人になります。  
・申請法人は、令和3年4月に会社設立し、地元の農業法人から令和4年産米の18.5haの春作業、秋作業、中間作業、草刈作業、籾摺り精米作業について作業委託を受けて実施し、令和4年収支は黒字となったとのこと。  
・令和5年産米の耕作に向けて、3人の地権者から申請法人に耕作依頼があったため、今回の利用権設定申請に至ったとのこと。  
・法人の実施体制は、社長を含む3人体制で取り組むとのこと。  
・地元との連携、用水管理、水管理、水田状況等については、適切に対応していくことを確認。  
・農機具等については、コンバイン1台、籾摺機1台、精米機1台、草刈機4台等を既に所有しているとのことで、今後必要に応じて設備を拡充していくとのこと。  
・将来的には、高柳地区の他に、水上地区での耕作農地を増やしていきたい意向であり、出席委員からは、和田地区(国賀・月岡地内)への耕作拡大を要望する意見があり、今後検討してもらえることとなりました。  
・ヒアリング終了後、出席委員と協議し、法人としての体制や前向きな意向が確認できたことから、担当委員から見守ってもらいながら、適切な耕作管理の実践に取り組んでいただくことで、新規就農者として2月総会に議案を上程することで全員同意しました。  
続きまして、14番から16番、19番の新規就農者ですが、こちらは個人です。  
・申請者は大阪府出身であり妙高市に来て9年目。  
・市の地域のこし協力隊を経て、現在は小局で農家民宿を営んでいる。  
・このたびの申請に至った経緯は、農家民宿を営む傍ら2年ほど市内の農業法人で勤務し、農業経験を積んだ。今後は本格的に農業に取り組んでいきたいと考えている。  
・今回、楡島、長沢原、小原新田、小局の4ヶ所を申請したが、瑞穂地区では酒米づくりをしていきたいと考えている。  
・4月までの冬期間は市内の酒造会社に勤めており、会社とも酒米の取引について合意を得ている。  
・将来的に酒米の作付けを拡大したい考え。前の職場である市内の農業法人からは苗を手配済み。

事務局

- ・小局と小原新田の農地については、自家米と民宿用として考えている。
- ・農機具等の機械設備は、長沢原の譲り渡し人から引き継ぐこととしている。譲り渡し人のコンバインが故障しており、自分で秋までに用立てないといけないことから購入に向けた準備はしている。
- ・出席委員からは、いずれの土地の所有者や農機具などの営農状況は承知しており、「地域の農地が荒れないで耕作してくれることに感謝したい」といったお礼と、「分からないことや心配事に対しては応援するので、何でも相談して欲しい」、「今回の申請は約1haとのことだが、2haくらいやらないと儲けが出ない。頑張っ欲しい」といったエールが送られました。
- ・ヒアリング終了後、出席委員と協議し、結論としては、利用権設定する農地の範囲内でまずは頑張る意向と、今後、酒米づくりで拡大したい意向について確認できたことから、担当委員が耕作状況等を継続して見守りながら、適切な耕作管理の実践に取り組んでいただくことで、出席委員では新規就農者として2月総会に議案を上程することで全員同意しました。
- ・なお、申請農地が複数箇所であり、本来であれば、地区ごとに農業委員、推進委員によるヒアリングを実施するところですが、耕作面積が一番多い地区である瑞穂地区の農業委員、推進委員からヒアリングを実施していただきました。
- ・瑞穂地区以外の申請農地の2地区について、担当農業委員、推進委員に瑞穂地区でのヒアリング内容を説明し、了解をいただいております。

続きまして、19ページ26番から43ページ234番につきましては、再設定です。契約内容は、使用貸借または賃貸借となっております。再設定ですので、特に問題はないと思われま

最後になりますが、契約内容の対価額において端数が出ているものにつきましては、10aあたりに換算していることから発生しているものです。

以上、市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

それでは、議案第9号の質疑を行います。  
皆様から質問等がありましたらお願いします。

委 員

新規就農者についてですが、法人、個人ともに年齢が分かりましたら教えてください。

事務局

法人の代表は40歳代後半、個人は41歳です。

議 長

他にありませんか。無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第9号 農用地利用集積計画について、のうち、1番から234番を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第9号のうち、1番から234番は、市長に要請することに決定しました。

議 長 続きまして、議案第9号 農用地利用集積計画のうち、235番を上程します。  
235番については、委員に関する案件であります。農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、委員は退席してください。

< 委員 退席 >

議案第9号 農用地利用集積計画について、のうち、235番を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 44ページをご覧ください。  
235番について説明いたします。  
235番は再設定です。  
再設定ですので、特に問題はないと思われま  
す。  
ご審議のほどよろしくお願  
いいたします。

議 長 それでは、議案第9号のうち、235番に関する質疑を行います。  
皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。  
これより、議案第9号 農用地利用集積計画について、のうち235番を採決します。お諮り  
します。  
本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第9号のうち、235番は、市長に要請することに決  
定しました。  
それでは、委員の退席を解除します。

< 委員 復席 >

続きまして、同じく議案第9号 農用地利用集積計画について、のうち、236番から23  
8番については、委員に関する案件であります。農業委員会法第31条の規定による「議事参  
与の制限」に該当するため、委員は退席してください。

< 委員 退席 >

議案第9号 農用地利用集積計画について、のうち、236番から238番を上程します。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 44ページをご覧ください。  
236番から238番について説明いたします。  
236番から238番は再設定です。  
再設定ですので、特に問題はないと思われま  
す。  
ご審議のほどよろしくお願  
いいたします。

議 長 それでは、議案第9号のうち、236番から238番に関する質疑を行います。  
皆様から質問等がありましたらお願いします。



議長 無いようですので、これにて質疑を終わります。  
これより、議案第9号 農用地利用集積計画について、のうち236番から238番を採決  
します。お諮りします。  
本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第9号のうち、236番から238番は、市長に要請  
することに決定しました。  
それでは、委員の退席を解除します。

< 委員 復席 >

次に、議案第10号 令和5年農作業労賃及び農業用機械利用料金の参考額の決定につい  
て、を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第10号 農作業労賃及び農業用機械利用料金の参考額の決定については45ページ、  
46ページをご覧ください。

先月の総会のその他事項で、検討部会での検討結果の報告と、算出の方法等について説明さ  
せていただき、2月10日までにご意見をいただきますようお願いしたところ、検討内容につ  
いてご意見がなかったことから、農作業労賃及び農業用機械利用料金の参考額については比較  
表、45ページのとおりとなります。

積算・比較した結果、参考額に変更が生じたものは、

- ・「田 耕うん」参考額 整備地・未整備地ともに100円増額
- ・「畑 耕うん」参考額 100円増額
- ・「代かき」参考額 整備地・未整備地ともに100円増額
- ・「機械田植」「側条施肥機能付」参考額 整備地・未整備地ともに100円増額
- ・「稲刈取コンバイン」参考額 整備地・未整備地ともに100円増額
- ・「色彩選別のみ」の参考額 60kg当たり1,200円で新設

し、それ以外は、現状据置きとなりましたので、令和5年農作業労賃及び農業用機械利用料金  
の参考額として提案いたします。

なお、議案として提案した内容を反映したものが46ページの参考資料で、3月24日のJ  
Aの定期配送により市内農家に配布周知し、4月1日から適用が開始されることとなります。

以上、令和5年農作業労賃及び農業用機械利用料金の参考額の決定について説明をさせてい  
ただきました。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長 それでは、議案第10号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第10号 令和5年農作業  
労賃及び農業用機械利用料金の参考額の決定について、を採決します。お諮りします。本件は、  
原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長      ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり決定しました。

議案の審議は、全て終了しましたので、これにて第24回妙高市農業委員会の総会を閉会といたします。

以 上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

令和5年3月30日

議 長

印

妙高市農業委員会署名委員

印

妙高市農業委員会署名委員

印